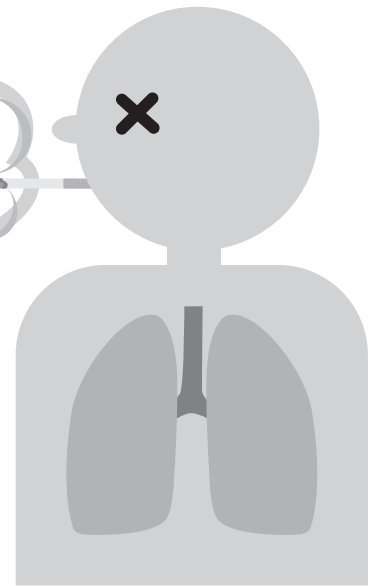


タバコがやめられないあなた

「禁煙外来」を受診してみませんか



タバコを本気でやめたい方、なかなか禁煙できないとお悩みの方々は禁煙外来をご検討ください。禁煙外来は、医師のアドバイスを受けて禁煙するため、自力で行うより成功率も高くなります。一定の条件を満たせば、健康保険で禁煙治療が受けられ、近年はその適用も拡大しています。



健康保険で禁煙治療を行うためには

健康保険を使って禁煙治療を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。ただし、医療機関によっては健康保険等で禁煙治療を受けられない所もあるため、心配な方は事前に医療機関へ問い合わせてみましょう。

- ①ニコチン依存症の診断テストで5点以上
- ②1日の平均喫煙本数 × これまでの喫煙年数=200以上
- ③ただちに禁煙を始めたいと考えており、禁煙治療を受けることに文書で同意している
- ④初めて禁煙治療を受ける、もしくは前回の治療から1年経過している

2016年4月より35歳未満にはこの要件がなくなり、健康保険等による禁煙治療の対象患者が広がりました



禁煙外来の主な流れ

禁煙治療は、基本的に12週にわたり、計5回の診察を受けることとなります。大切なことは、勝手に自己判断で中断せず、診察を全て受けていくこと。それが成功のカギとなります。

初回診察

喫煙状況の確認、
禁煙開始日の設定、
禁煙補助薬の選択
など

2週間目

禁煙継続の確認、禁煙継続に当たっての問題点の把握とアドバイス など

4週間後

8週間後

12週間後

禁煙できていれば終了。継続へのアドバイスなどを受けます



禁煙外来の金額は喫煙を続けるよりもお得

禁煙ガイドラインに沿って3ヵ月で5回通院したプログラムで計算した場合、ニコチンパッチを使用した場合は約13,000円。飲み薬のバレニクリンでは約20,000円で禁煙することができます。同じ期間、タバコを吸い続けた場合の金額よりも安い金額で行うことができるのです。

禁煙外来を使用した時の金額

外来診察料+処方箋料+薬剤料

- ・ニコチンパッチ 13,350円
 - ・バレニクリン(飲み薬) 19,990円
- (3ヵ月で5回の治療が標準。
自己負担3割で計算)

3ヵ月喫煙を続けた時の金額

タバコ1箱(410円)
1日1箱×3ヵ月36,900円

